令和6年度「三重グッドデザイン(工芸品等)」募集要項

三重県では、優れた商品開発の機運醸成や地域経済の活性化を推進するため、 県内の伝統産業・地場産業の商品から、機能性、デザイン性に優れた革新的な商 品を選定する「三重グッドデザイン(工芸品等)」制度を実施しています。

このたび、下記のとおり、令和6年度「三重グッドデザイン(工芸品等)」の募集を行います。

1 選定の対象となる商品

<u>県内の伝統産業・地場産業の商品(食品等を除く)のうち、次の条件を全て満た</u> すものとします。なお、申請は1事業者につき1品のみとします。

- (1) デザイン性、機能性など現在のライフスタイルに合った魅力的な商品とするため、製作・製造した革新的な商品。
- (2) 美術品のような一品ものではなく、量産ができる商品。
- (3) 令和7年3月31日までに購入できる商品。
- * 地場産業の商品とは、地域の伝統や技術、原料などにより三重の風土に根付いた産業(例えば、鋳物業、木製品製造業、貴金属加工業、繊維製品製造業、ゴム製品履物製造業など)の商品をいいます。

2 選定の申請を行うことができる資格

<u>県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等のうち、次の条件を全</u> て満たすものとします。

- (1)選定の対象となる商品の生産、製造又は販売(内容又は表示等の責任を負う者として販売を行う場合に限る。)を行っていること。
- (2) 三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第2条第4号 (暴力団)、第5号(暴力団関係者)、第6号(暴力団関係法人等)に基づく定 義に該当すると認められないこと。
- (3) 三重県が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

3 申請書類

別紙参照

4 申請受付期間

令和6年7月26日(金)から令和6年10月11日(金)まで(消印有効)

5 申請方法

別紙の申請書類を県ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入のうえ必要書類を添付して、三重電子申請・届出システムまたは郵送によりご提出ください。 * メールやFAX、持参による提出は原則受け付けません。

【申請書類ダウンロード】県ホームページ

https://www.pref.mie.lg.jp/CHISHI/HP/86612045169_00002.htm

(1) 三重県電子申請・届出システムより申請する場合 三重県電子申請・届出システムへアクセスのうえ、別紙に記載の申請書類を 添付(アップロード)して提出してください。

【申請フォーム】

https://apply.e-tumo.jp/pref-mie-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1960

(2) 郵送による申請の場合

別紙に記載の申請書類を郵送にて提出してください。(消印有効)なお、確認のため下記提出先まで電話でご一報のうえ、郵送してください。

【提出先】〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部県産品振興課 三重グッドデザイン担当者 あて (電話) 059-224-2336 (田上)

6 選定の審査について

- (1)申請書類について書面審査を実施し、適当と認められた商品について学識経験者やデザイン関係者等で構成する三重グッドデザイン(工芸品等)選定委員会(以下「選定委員会」とします。)による審査を実施します。選定委員会では、申請書類に基づき第1次審査(書面による審査)を実施し、選定品候補とすべきと認められたものについて、第2次審査を行います。
- (2) 第2次審査では、申請者によるプレゼンテーションを行った後、選定委員の 合議による審査を行います。
 - * 品質・安全性など専門機関などでの試験、検査が必要なものについては、 当該試験、検査が終了しているものとみなし、選定後、これらの点で不都合 が生じた際は選定を取り消す場合があります。
 - * 現品審査の際の搬入・搬出等に要する経費は、申請者の負担とします。
 - * 第2次審査の詳細は、第1次審査を通過した方に追ってご連絡します。
- (3) 選定委員会の審査結果および意見をふまえ、県で選定品を決定します。

7 選定の基準

商品について、下記の点を重視して審査を行います。

(1) 独自性

開発背景と 感性価値	商品の開発背景やストーリーが明確であるか、現代のライフ スタイルにマッチした、消費者の感性に働きかけ、感動や共 感を得る商品となっているかなどを審査します。
商品価値	商品のコンセプトと外観や機能との整合が取れているか、機能や性能が優れているか、ユニバーサルデザインに配慮されているか、生産方法や製造方法の技術や素材となる原材料が製品に十分生かされているか、伝統的な技術、技法が用いられており革新的な要素があるかなどを審査します。
販路開拓 への取組	販売ターゲットがはっきりしているか、ターゲット客層や利用シーンに適した価格や仕様になっているか、企画(販売計画)から生産・製造・販売までのプロセスや今後の展開が明確であるかなどを審査します。

(2) 信頼性

安全性や	安全性が十分確保されているか、使いやすさや耐久性を考慮
使いやすさ	しているか、PL保険への加入や知的財産権への対応など問
への配慮	題発生時の対策がとられているか、などを審査します。
市場性	市場のニーズに応えているか、品質や価値に見合った価格で あるかなどを審査します。
顧客対応	お客様からの問い合わせなど、対応ができているかなどを審 査します。

(3) 地域性

地域への	伝統産業・地場産業の普及や魅力発信に取り組むほか、地域
貢献	に根ざした製品とするなど、地方創生の精神を持ち、地域の
	問題解決に貢献できるものであるかなどを審査します。

8 選定のスケジュール

- ・申請の受付 令和6年7月26日(金)から令和6年10月11日(金)まで
- ・選定の審査 令和6年10月12日以降に実施します
 - * 申請者によるプレゼンテーション審査は令和6年11月28日(木)に 実施予定(非公開)

9 選定品の情報発信

選定された商品については、県ホームページ掲載、リーフレット作成、展示・販売などにより情報発信を行います。

10 申請に当たっての注意事項

- (1) 申請対象の商品の知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等) は、応募者に帰属します。これらの保全処置は応募者の責任において、 自ら実施してください。
- (2) 三重グッドデザイン(工芸品等)として選定された商品の展示及び公表等に関する権利は、申請者と三重県の両方に帰属することとします。

(展示会、ホームページ、三重県にて発行する各種媒体で広報目的として公表する場合があります。)

- (3) 申請する書類等で、他人の写真や印刷物を承諾なく使用した場合は、著作権等の侵害となりますので注意してください。
- (4) 選定後において、他人の諸権利に抵触することが判明した場合、あるいは、 他人の商品と同一、類似とみなされる場合は、選定を取り消すことがあります。
- (5) 申請書類等受理後、情報等の管理については万全の注意を払いますが、天災 その他不慮の事故(破損・紛失・損失)については一切責任を負いませんので ご承知おきください。
- (6) 申請書類は返却しません。

10 その他

「三重グッドデザイン(工芸品等)」制度について、令和7年度は選定品を活用した伝統産業・地場産業のプロモーション等を予定しています。

次回の選定は令和8年度を予定しています。

【お問い合わせ先】

〒514-8570 津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部県産品振興課 田上(たがみ)

電話 059-224-2336 FAX 059-224-3024 E-mail syokusan@pref.mie.lg.jp

別紙

申請書類 ●:(電子申請の場合)作成したものを、申請フォームに添付(アップロード)

●:(郵送の場合) 紙ベースで作成し、郵送 *要架電

提出書類一覧		電子	郵送
		申請	申請
1	◆三重グッドデザイン(工芸品等)選定申請書(様式第1号)	•	
2	◆三重グッドデザイン(工芸品等)選定申請調書(様式第2号)		
3	◆誓約書 (様式第3号)	•	•
	◆申請者の確認書類		
4	【法人】当該法人の登記簿謄本(過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し		
	【法人以外の団体】代表者の住民票(過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し		
	【個人】申請者の住民票(過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し		
5	◆申請者の事業内容等が分かる書類(パンフレット、ホームページ画面コピー		
	など)		
6	◆三重グッドデザイン (工芸品等) の選定を受けようとする商品概要が分かる		
	書類(商品パンフレット、商品写真など)		
7	◆PL保険等に加入している場合、加入していることが分かる書類	•	•
8	◆納税証明書		
	【県内に本支店又は営業所等を有する事業者】県税に滞納がないことについ		
	て、県の県税事務所が発行する「納税証明書」(有料・6ヶ月以内に発行した		
	もの)の写し	•	•
	【全事業者】所管税務署が発行する消費税及び地方消費税についての「納税証		
	明書(その3 未納税額がないこと用)」(有料:6ヶ月以内に発行したもの)		
	の写し		